役員報酬、費用弁償に関する規程

社会福祉法人　きのくに福祉会

社会福祉法人　きのくに福祉会　非常勤の理事、監事及び評議員の報酬、費用弁償に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人きのくに福祉会の非常勤の理事、監事及び評議員の報酬、費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報　酬）

第２条　理事会、監事会及び評議員会（以下「会議等」という。）の招集に応じたとき、又はその職務を行うときは、無償とする。

２　月間 10 日以上、非常勤にて職務を行う理事・監事・評議員については、別表１に定める金額を月額報酬として支給する。尚、自動車燃料賃等の費用弁償については、この報酬に含むものとする。また、その場合の職務内容及び勤務形態について予め評議員会の承認を得るものとする。

３　職務のための市外旅行をするときは、報酬は支給しない。

（報酬の支給方法）

第３条　第２条２項の報酬は、２０日締にて計算し、当月末日（その日が日曜日又は休日に当たるときは、その前日とする）に支給する

（適用除外）

第４条　施設の職員を兼務する理事及び監事、評議員は、この規程を適用しない。

（改正）

第５条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

１、この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２、この規程は、平成２８年３月２６日から施行する。

３、この規程は、平成３１年３月３０日から施行する。

別表１

区　　分	報酬（月額）
理　事　長	６５０，０００円
理　　事	３５０，０００円